

## 会 議 録 (ホームページ公開用)

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 豊島区収納対策本部 第4回 私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部税務課
開催日時		令和7年1月15日(水) 9時30分～9時59分
開催場所		本庁舎804会議室
議 題		1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 2 令和7年度 私債権等管理支援事業について(案)
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号 に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号 に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長)、子ども家庭部長(副部会長)、国民健康保険課長、生 活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課住宅管理グループ係 長(代理出席)、収納推進担当課長(事務局)
	そ の 他	国民健康保険課給付グループ係長
	事 務 局	税務課収納グループ係長、税務課債権管理支援グループ主任
提出された資料		資料1-1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 資料1-2 弁護士催告実施状況(令和6年12月末現在) 資料2 令和7年度 私債権等管理支援事業について(案)

# 審 議 経 過

## 案件 1：令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について

### (1) 案件の説明

資料 1-1・資料 1-2 について事務局から説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【会計管理室長（部会長）】

弁護士による催告の実績について、事務局としてはどのように評価しているか。

#### 【事務局】

委託している対象は、区職員が催告しても全く回収できなかった困難案件である点を踏まえて評価する必要がある。分納誓約が今後どれだけ履行されていくかにもよるが、現時点では評価を下すのが難しい。

#### 【収納推進担当課長（事務局）】

例えば、生活保護費返還金の債権回収というのは非常に困難なケースである。債務者の置かれている状況によっては福祉的配慮という視点も必要であり、そもそも回収が困難な案件の中で、分納誓約も含め、今まではなかった実績が出ていること自体は一定の成果ともいえる。

#### 【生活福祉課長】

生活保護債権は、困難な案件が多い。弁護士の力を借りて、一歩前進したことは嬉しく思う。ただ、分納誓約したものの、全てが実際に支払われるとは限らない。それでも区としてやらなければいけないことが、少しでも進んでいることには一定の評価ができる。

私債権等管理支援事業が、ずっと継続するわけでもないのので、今後、自分達でどのようにやっていくのかを考えていかないといけないと思っている。

#### 【会計管理室長（部会長）】

各課とも引き続き適正な債権管理に努めてもらいたい。

### (3) 結論

令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

## 案件 2：令和 7 年度 私債権等管理支援事業について（案）

### (1) 案件の説明

資料 2 について事務局から説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【国民健康保険課長】

催告における調査項目の拡充について、拡充することでどのような効果が得られるのか。

**【事務局】**

令和6年度契約では、債務者が所在不明の場合の住所調査と、債務者が死亡の場合の相続調査のみを委託対象としている。令和7年度契約は、携帯電話会社や出入国在留管理局への弁護士会照会等を一括して委託する予定である。

**【国民健康保険課長】**

調査結果を所管課ではどのように活用できるのか。

**【事務局】**

例えば、今年度実際にあった事例では、商業登記簿、不動産登記簿を取得することで、法人の債務者の代表取締役の住所を特定することができた。その情報は、所管課へ提供するとともに、その後の文書催告等に活用している。

**(3) 結論**

令和7年度 私債権等管理支援事業案について一同了承。

**【事務局】**

部会でこれまで検討した「令和6年度私債権等管理支援事業の進捗及び令和7年度取組」について、1月31日の「としま未来会議」で報告する。

**【会計管理室長（部会長）】**

以上をもって「豊島区収納対策本部 第4回 私債権等検討部会」を終了する。